

火気使用届出書

下記の要領で作業をいたしたく許可願います。なお、火気使用の開始・終了時には、必ずその旨を防災センターへ報告いたします。また、「火気使用時の点検表」を提出いたします。
「作業にあたっての遵守事項」および「個人情報の取り扱い」について確認・了承のうえ、火気使用届出書を提出します。

届出者 (作業依頼者)	フリガナ		フリガナ			
	会社名 (テナント名)		火元責任者名 (作業監視者)	印		
部署名		電話				
作業者 (作業責任者)	フリガナ		フリガナ			
	会社名		火気使用責任者	印		
緊急連絡先		携帯電話				
作業件名		作業場所	階	室名等		
作業日時	年 月 日 ()	時 分	から			
	年 月 日 ()	時 分	まで			
使用目的	<input type="checkbox"/> 溶接 <input type="checkbox"/> 溶断 <input type="checkbox"/> 圧接 <input type="checkbox"/> 防水 <input type="checkbox"/> 乾燥 <input type="checkbox"/> 切断 <input type="checkbox"/> 湯沸 <input type="checkbox"/> その他					
火気種類	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> サンダー <input type="checkbox"/> その他 ()					
防火対策	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 防火用水 <input type="checkbox"/> 消火砂 <input type="checkbox"/> 受皿 <input type="checkbox"/> 標識 <input type="checkbox"/> 監視 <input type="checkbox"/> 防炎シート					

<注意事項>

- 使用目的、火気種類、防火対策は該当項目に「✓」を入れてください。
- 火気使用工事に関する「施工要領書」を別途作成し、事前に防災センターと協議のうえ、本届出書を提出してください。
- 火気使用工事に関する「施工要領書」には、下記①～⑥の事項を記載してください。
 - 使用火気類を記載すること。
 - 施工場所を図面に記載すること。
 - 養生計画概要を記載すること。
 - 火気工事作業責任者名・作業実施者名・資格証明書を添付すること。
 - 火気作業監視者の氏名を記載すること。
 - 消火設備の配置を記載すること(消火器・水バケツ・防炎シート等)。
 - 火気使用中の標識掲出位置を記載すること。
 - 溶断材の処理方法を記載すること(骨等溶断は水舟に5分間以上浸す等)。
- 火気使用責任者は、火気使用作業開始・終了時に、防災センターへ連絡するとともに、火気作業時および作業終了後1時間は作業場所の常時監視を行ってください。さらに2時間経過時点と3時間経過時点で巡回監視を行い、防災センターに報告し、「火気使用時の点検表」を提出してください。
- 作業時には周囲の可燃物を撤去・移動したうえで作業を行うよう徹底してください。

※以下の欄は記入しないでください。

施工要領書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	作業許可申請書	申請No.:
作業区分	<input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 特電		
通知先	<input type="checkbox"/> BM <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 物流C <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 特電 <input type="checkbox"/> NTT		

<連絡先>

豊洲ベイサイドクロスター 防災センター

TEL:03-6381-2930 / FAX:03-6381-2920

承認			
防火管理者	防火管理技能者	設備	警備

作業にあたっての遵守事項

当建物における作業安全ならびに建物の保全を計るため、下記の事項を遵守してください。

＜作業責任＞

1. 作業は責任をもって行い、貸与された鍵、カード、腕章等を紛失等ないよう十分留意すること。また、万が一、紛失した場合には、直ちに防災センターに報告するとともに、これにより生じた一切の損害を補償すること。
※鍵紛失時は該当する館内すべてのシリンダーの交換費用を、腕章紛失時は関係するすべての腕章の作成費用を補償いただきます。
2. 本作業に起因し、本建物、本建物関係者および第三者に損害を与えた場合には、直ちに防災センターに報告するとともに、これにより生じた一切の損害を補償すること。
3. 作業責任者は、作業開始から終了時まで立会い、作業終了時に点検し防災センターに完了報告すること。

＜作業打ち合わせ＞

1. 作業開始前、防災センタースタッフと十分な事前打ち合わせを行うこと。
2. 作業責任者は、作業における遵守事項および注意事項を確実に理解し、作業員全員に周知徹底させること。
3. 工事に関する相談や届出などの受付時間は、平日の9:00～17:30とする。

＜作業手続＞

1. 本紙は緊急対応時を除き、作業日の5営業日前までに必要事項を記入して防災センターに提出すること。
2. 専用室内に入室の際は、事前にテナントの承認を得ること。
3. 作業開始および終了の際には、必ず防災センターに連絡すること。
4. 作業実施前に、防災センターにて腕章を借り、入館中は必ず装着していること。また、完了後は必ず返却すること。
5. 長期作業または複雑な工程となる場合は、工程表を添付すること。

＜工事中等の安全対策の樹立(専用室内工事)＞

1. 専用室防火管理者は、防火管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立すること。
2. 専用室管理権原者は、工事人に対して本遵守事項を遵守させること。

＜作業遵守事項＞

1. 工事中に発見した事故やトラブルは担当のいかんにかかわらず、速やかに防災センターに連絡すること。
2. 作業を通して安全管理に留意し、他人に迷惑をかけないこと。
3. 必要以外の設備や物品に触れたり、工事現場以外の場所への出入りは行わないこと。
4. テナント専用室内に出入する場合は、扉の開閉はテナントまたは防災センターに依頼すること。
5. 電源、バルブ、機械の運転停止等の操作は防災センターに依頼すること。
6. 服装は作業に合った物を着用し、館内の風紀をみだすような物は着用しないこと。また、必要に応じて保護具を着用すること。
7. 工事現場、空室、倉庫等は常に整理整頓を心掛けること。
8. 発生材の搬出は即日行うものとすること。残材、発生材の一時保管は防災センター指定の場所に限る。
9. 喫煙、休憩場所は防災センター指定の場所に限る。喫煙場所には、底の深い常に水を入れた灰皿を設置すること。
10. 作業照明、手元照明が不十分なときは、懐中電灯および移動灯を用意すること。
11. 不安定な足場、脚立等を使用して作業を行わないこと。
12. 重量物や長尺物の搬出入作業は、事前に防災センターの許可を得ること。
13. エレベーター専用使用のときは、あらかじめ防災センターの許可を受けること。
14. 区画貫通処理は指定工事会社のみ実施できる作業とする。

＜特殊作業遵守事項＞

特殊作業をおこなうときは、事前に防災センターに相談すること。

1. 電気設備作業

- (1) 工事計画、作業は各種関係法規および「自家用電気工作物安全規定」に適合すること。
- (2) 事前に工事計画及び作業手順書を提出し、ビルの電気主任技術者に作業許可を得ること。
- (3) 作業用電源は、電源取出し部に漏電遮断機能を有する機器を接続すること。
- (4) 工事完了後は、必ず絶縁測定をし、規定の値を超えていていることを確認すること。
- (5) 活線作業の禁止。必ず電源を遮断し、確認の上工事に着手すること。

2. 火気使用作業

- (1) 火気使用責任者を選任し、作業中は必ず立会いを行うこと。
- (2) 作業前には、消火器、防火砂、水等を用意すること。
- (3) 周囲の養生は万全を期すること。
- (4) 作業区域入口に「火気使用」の看板を掲示すること。
- (5) 溶接溶断作業、バーナー等の裸火、サンダーによる火花は火気使用作業とする。
- (6) 火気作業日の5営業日前までに「火気使用届出書」を防災センターまで提出すること。

3. 危険物取扱い作業

- (1) 危険物は原則として館内に持ち込まないこと。
- (2) 止むを得ず館内に持ち込む場合は、防災センターの許可を得ること。

4. 高所作業

- (1) 作業直下の危険区域にトラロープを張り、立入禁止の看板を掲示すること。
- (2) 誘導見張人を必ず配置すること。
- (3) 作業員は必ず保護具を着用し、安全帯を使用すること。
- (4) 使用工具等は落下防止のため十分に強度のある綱をつけること。

5. 回転機器作業

- (1) 回転機器の作業は原則として、停止して実施すること。
- (2) 停止した機器は電源盤に「作業中」の標識をつけること。また、手元スイッチのある場合は、必ず手元スイッチを開放し、「作業中」の標識をつけること。
- (3) 機器の運転・停止は防災センターに事前に連絡・確認の上、実施すること。

6. その他

- (1) 騒音・振動・異臭等が伴う作業の場合は、作業日の5営業日前までに「騒音・振動・臭気等迷惑作業届出書」を防災センターまで提出すること。

＜駐車場について＞

1. 館内の駐車場を利用する場合は所定の料金を負担すること。

2. 駐車場管理員および館内物流センターからの指示に従うこと。

個人情報の取扱いについて

三井不動産ビルマネジメント株式会社（以下、当社）は、お預かりした個人情報の取扱いについて通知いたします。ご同意のうえ提出をお願いいたします。

1. 貴社事務室内でのカラフル、その他の緊急に連絡が必要な事象の発生した場合、緊急連絡（以下、本業務）を行うために個人情報を収集、利用させていただきます。

2. 当社は、本業務を遂行するにあたり、三井不動産株式会社、三井不動産ファシリティーズ株式会社、株式会社セノン、その他当建物の管理運営にかかる会社に対し、個人情報を提供、委託することができます。

3. お客様は、当社がお預かりしている個人情報に関して、開示を要請する権利があります。また、開示した結果、当該情報に誤りがあった場合は、訂正、削除を要請する権利があります。

4. お客様のご記名を捺印を頂き、個人情報利用承諾とさせていただきます。

5. 個人情報に関する開示、訂正、削除及び個人情報の利用、提供の拒否に関する事項についての問い合わせは以下のとおりとします。

三井不動産ビルマネジメント株式会社

問い合わせ窓口：総務グループ 住所：東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 電話：03-6214-1400 FAX:03-6214-1440 E-Mail：somu_bu@mfbm.co.jp ホームページ：<http://www.mfbm.co.jp>